

A 2 - 5

5 年 保 存 ( 常 )  
( 令 和 8 年 12 月 31 日 まで )

F N . A 2 - 1 - 5

鹿 総 第 4 4 号  
令 和 3 年 1 0 月 5 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当	公安委員会補佐室	Tel	
----	----------	-----	--

審査請求事務取扱い要領及び関係様式の制定について（通達）

鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求に関する事務については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）等の法令、鹿児島県公安委員会審査請求手続規程（平成28年鹿児島県公安委員会規程第4号。以下「手続規程」という。）に定めのあるもののほか「審査請求事務取扱い要領及び関係様式の制定について（通達）」（令和3年6月21日付け鹿総第27号。以下「旧通達」という。）等により運用してきたところであるが、このたび、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う行政不服審査法の一部改正」に伴い、審査請求録取書への陳述人の押印を廃止するなど、旧通達の一部を見直し、所要の改正を行ったことから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達は令和3年10月6日から施行し、旧通達等は令和3年10月5日限り廃止する。

記

第1 総則

1 趣旨

公安委員会に対する審査請求に係る事務処理に関し、必要な事項を定め、制度の適正な運用を図るものとする。

2 審理官

(1) 審理官の指名

審理官には、原則として警察本部の警務課長（以下「警務課長」という。）を指名する。ただし、警務課長が手続規程第3条第3項各号に掲げる者の

いずれかに該当するときは、本部長が適当と認める者を指名する。

審理官の指名は、審理官指名書（別記第1号様式）を交付して行う。

## (2) 審理官の事務

審理官が補佐する「審理に関する事務」とは、審査庁（法に規定する審査庁としての鹿児島県公安委員会をいう。以下同じ。）が行う法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項に規定する総代の互選の命令に関する事務、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項及び第2項に規定する参加人の許可に関する事務並びに法第2章第3節に規定する審理手続に関する事務（審査庁が処分庁等である場合における弁明書の作成を除く。）をいう。

本通達の第3に規定する事務は、審理官及び(3)の規定により審理官を補佐する事務を担当する警務部警務課（以下「警務課」という。）が担当し、審査庁が行う事務のうち、鹿児島県公安委員会事務決裁規程（平成25年鹿児島県公安委員会規程第1号。以下「事務決裁規程」という。）別表第1で課長等が専決することとされているものは、審理官が専決するものとする。

## (3) 審理官を補佐する事務

審理官が行う事務を補佐する事務については、警務課が担当する。ただし、手続規程第3条第3項各号に掲げる者のいずれかに該当する職員は、当該事務に関与しないものとする。

## (4) 審査請求人等に対する通知

手続規程第3条第1項に規定する審査請求人及び処分庁等に対する書面による通知は、「審理官の指名について（通知）」（別記第2号様式及び第2号様式の1）により行うものとする。

## 第2 審査請求手続

### 1 審査請求手続に関する教示

審査請求手続に関する問合せがあったときは、処分に関するもの又は不作為に関するもののいずれかであることを確認した上で、審査請求書（別記第3号様式又は第3号様式の1）の各項目を参考として、記載要領等について教示すること。

### 2 審査請求の受付

手続規程第5条に規定する審査庁が行う審査請求書の受付に関する事務を補佐する事務は、警務部総務課公安委員会補佐室（以下「公安委員会補佐室」という。）が担当する。

審査請求書を受け付けたときは、当該審査請求書の写しを警務課に送付する。

審査請求に係る処分又は不作為に係る所属（以下「処分担当所属」という。）等に審査請求書が提出又は送付された場合には、当該審査請求書が提出等された日が受付日となることから、処分担当所属等においては、受付日を記録するとともに、直ちに、公安委員会補佐室に当該審査請求書を送付すること。

(1) 口頭による審査請求の場合

口頭で審査請求をすることができる場合において、口頭による審査請求を受けたときは、陳述人に審査請求に必要な事項を陳述させ、その内容を録取して審査請求録取書（別記第4号様式）を作成し、これを当該陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認しなければならない。

(2) 不適切な審査請求が行われた場合の対応

苦情等と審査請求のいずれに該当するのか明らかでない文書が提出された場合には、速やかに、当該文書の提出者に対し、不服申立制度の趣旨等を説明して審査請求の意思の有無を確認するものとする。この場合において、審査請求の意思がない旨の意向を示したときは、後日、不当に審査請求を取り下げさせられたといった主張が行われる可能性を考慮し、状況を記録しておくこと。

3 審査請求の適法性の審査

審査庁が行う審査請求の適法性の審査に関する事務を補佐する事務は、警務課が担当する。

(1) 審査請求書の記載事項等

ア 記載事項

法第19条第2項から第5項までに規定する事項のうち、該当する事項について必要事項が全て記載されていることを確認すること。

イ 代表者等の資格を証明する書面

行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「令」という。）

第4条第2項に規定する書面の添付の有無について確認すること。

ウ 提出通数

令第4条第1項の規定により、審査請求書の提出通数は、原則として正副2通（公安委員会が処分庁等である場合は、正本1通のみ。）必要とされていることから、必要な提出通数について確認すること。

(2) 審査請求の対象

審査請求書の記載事項等により、審査請求の対象が存在することを確認すること。

ア 処分についての審査請求の場合

審査請求に係る処分があること。

イ 不作為についての審査請求の場合

法令に基づき不作為に係る処分について申請がなされており、かつ、当該申請から相当の期間が経過しているにもかかわらず、当該申請に対する応答としての処分がなされていないこと。

(3) 不服申立人適格

審査請求人が、審査請求ができる者であることを確認すること。

ア 処分についての審査請求の場合

行政庁の処分に不服がある者であること。

イ 不作為についての審査請求の場合

当該不作為に係る処分について申請をした者であること。

(4) 審査請求期間

処分に係る審査請求については、審査請求がされた日が、

- ・ 処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過していないこと
- ・ 処分があった日の翌日から起算して1年を経過していないこと
- ・ これらの期間経過後になされている場合には、審査請求期間内に審査請求をしなかったことについての正当な理由があること

を確認すること。

なお、審査請求書が郵送された場合は、審査請求書の発送日（投函日）が審査請求日となることから、消印等により確認を行うこと。

4 審査請求書の補正

(1) 補正の命令

審査庁が行う審査請求書の補正に関する事務を補佐する事務は、警務課が担当する。

審査請求書の不備とは、必要な記載事項及び添付書類の漏れ及び誤りがある場合、対象となる処分又は不服の内容が明確でない場合、提出通数が必要部数に満たない場合等が該当する。

(2) 軽微な欠陥の場合

誤字・脱字等、明白かつ審査請求自体に影響を及ぼさないと認められる軽微な欠陥の場合は、補正させる意義に乏しいことから、補正を要しないものとするができる。

(3) 補正の命令の方式

補正の命令は、原則として「審査請求書の補正について」（別記第5号様式）により行うものとする。

審査請求人が審査請求書を持参した場合には、当該審査請求人に対し、

可能な限りその場で任意の修正を求めた上で、当該審査請求書を受け付けること。

なお、持参された審査請求書では審査請求の対象となる処分等が明確でない場合には、必要に応じ、審査請求の対象と考えられる処分担当所属の職員を立ち合わせ、当該審査請求書の確認を行い、当該審査請求人に対し、必要な任意の修正を求めること。

#### 5 執行停止の申立て

審査庁が行う法第25条第2項に規定にする執行停止に関する事務を補佐する事務については、警務課が担当する。

審査請求人から執行停止の申立てがあったときは、執行停止申立書の提出を求めるものとする。

審査請求人が審査請求の際に併せて執行停止の申立てをする場合には、審査請求書に執行停止を求める旨を付記させることができる。

#### 6 審査請求の取下げ

審査請求人から審査請求を取り下げる旨の申立てがあったときは、審査請求取下げ書（別記第6号様式）の提出を求めるものとする。

手続規程第9条第1項に規定する参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人）に対する書面による通知は、「審査請求の取下げについて（通知）」（別記第7号様式）により行うものとする。

法第27条第2項の規定により、審査請求の取下げは、書面でしなければならないことから、審査請求人から、電話により審査請求を取り下げる旨の申立てがあった場合等には、改めて審査請求取下げ書の提出を求めること。

### 第3 審理手続

#### 1 参加の取下げの申立て

参加人から参加の取下げの申立てがあったときは、書面の提出を求めるものとする。

#### 2 処分庁等に対する弁明書の提出の要求等

##### (1) 審査請求書等の写しの処分担当所属への交付

審査請求がされたときは、審査請求書の写し又は審査請求録取書の写しを処分担当所属に交付する。

##### (2) 弁明書の提出の要求

法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、「弁明書の提出について（通知）」（別記第8号様式）により行うものとする。

##### (3) 弁明書の提出期限

弁明書の提出期限は、2週間以上の期間を設定すること。

(4) 弁明書の確認

弁明書が提出されたときは、記載事項等に関し、次の事項について確認し、必要に応じて、追加の提出を求める等すること。

ア 提出通数

令第6条第1項の規定により、弁明書は、正本及び当該弁明書を送付すべき審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本を提出しなければならないことから、提出通数について確認すること。

イ 添付書類

法第29条第4項の規定により、審査請求に係る処分が不利益処分であり、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の手続を経て当該処分が行われ、処分庁が聴聞主宰者から提出された聴聞調書及び報告書や処分の相手方から提出された弁明書を保有している場合には、弁明書には、これらの書面を添付しなければならないことから、添付書類の有無について確認すること。

ウ 記載事項

(ア) 処分についての審査請求に対する弁明書

処分の内容及び理由

(イ) 不作為についての審査請求に対する弁明書

処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

(5) 弁明書の提出の再要求

手続規程第12条第2項に規定する弁明書の提出の再要求は、「提出期限の再設定について（通知）」（別記第9号様式）により行うものとする。

3 反論書等の提出等

(1) 弁明書の送付及び反論書等の提出

弁明書が提出されたときは、その副本を審査請求人及び参加人に送付するとともに、反論書又は意見書（以下「反論書等」という。）の提出に係る期限等について、「弁明書の送付及び反論書等の提出について（通知）」（別記第10号様式）又は「弁明書の送付及び意見書等の提出について（通知）」（別記第10号様式の1）により通知するものとする。

(2) 反論書等の確認

令第7条第1項の規定により、反論書は、正本と参加人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、意見書は、正本と審査請求人及び処分庁等の数に相当する通数の副本をそれぞれ提出しなければならないこととされていることから、反論書等が提出されたときは、提出通数等を確認し、必要に応じて不足分を追加提出するよう求めること。

(3) 反論書等の提出期限

反論書等の提出期限は、弁明書の作成に要した期間も考慮しつつ、2週間以上の期間を設定すること。

(4) 反論書等の提出の再通知

手続規程第13条第2項に規定する反論書等の提出の再通知は、「提出期限の再設定について（通知）」により行うものとする。

(5) 反論書等の送付

反論書等が提出されたときは、速やかに、その副本を、反論書については参加人に、意見書については審査請求人にそれぞれ送付するものとする。

なお、反論書等の副本のうち、処分庁等に係る分については、処分庁等としての事務を所掌する所属において保管すること。

複数いる審査請求人又は参加人のうちの1人から反論書又は意見書が提出された場合には、審理の公正性を確保するため、提出者以外の審査請求人又は参加人についても、必要に応じ反論書又は意見書の写しを送付するなど、適切に対応すること。

4 意見陳述の機会供与等

(1) 口頭意見陳述の申立て

審査請求人又は参加人から口頭意見陳述の申立てがあったときは、口頭意見陳述申立書（別記第11号様式）の提出を求めることができる。

なお、当該申立書の提出がないことを理由として、口頭意見陳述の機会を与えないとの対応をすることがないよう注意すること。

口頭意見陳述の申立てがあったときは、その機会を与えることが困難である場合を除き、口頭意見陳述を実施する必要がある、社会通念上、意見を述べる機会を与えることが困難であるとは必ずしもいえないにもかかわらず、口頭で意見を述べる機会を与えない場合は、行政訴訟において、手続上の瑕疵<sup>かし</sup>を理由として裁決が取り消される可能性があることから、適切に判断すること。

(2) 補佐人同伴の許可

ア 補佐人同伴の許可申請

申立人に対し、補佐人同伴の意向の有無を確認し、同伴の意向があるときは、書面の提出を求めるものとする。

イ 口頭意見陳述の場における出席の許可

申立人が口頭意見陳述の当日に補佐人を同伴し、出席の許可を求めた場合には、その場で申請書の作成を求め、申請の手続をとらせた上で、速やかに可否について判断すること。

(3) 実施期日及び場所の指定

法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定

による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、「口頭意見陳述の実施について（通知）」（別記第12号様式，第12号様式の1）により行うものとし，申立人から補佐人同伴の許可申請がされている場合には，その結果も併せて通知すること。

また，口頭意見陳述を行わない場合にも，「口頭意見陳述の不実施について（通知）」（別記第12号様式の2）により，申立人にその旨を通知すること。

#### (4) 口頭意見陳述の実施

##### ア 出席者の確認

出席者に対して身分証明書等の提示を求め，当該出席者が審理関係人又はその補佐人本人であることを確認すること。

##### イ 処分庁等の出席者

処分庁等の出席者については，処分担当所属の担当者など申立人が発する質問に適切に回答し得る者を出席させること。

##### ウ 申立人以外の者が欠席した場合の手續実施の可否

指定した実施期日に申立人以外の審査請求人又は参加人が出席しない場合であっても，口頭意見陳述を実施することは可能であり，改めて口頭意見陳述の機会を与える必要はない。

##### エ 注意事項の説明

口頭意見陳述の冒頭において，陳述が本件審査請求に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には陳述を制限することがあることなど，手續における注意事項について説明すること。

##### オ 申立人の意見陳述

申立人又はその代理人若しくは補佐人に対し，審査請求に係る事件に関する意見を陳述させ，申立人が複数存在する場合は，陳述順を定めて，順次陳述させること。

申立人の陳述中に，他の出席者が手續の進行を妨げる発言をした場合には，当該発言等を適宜制限すること。

##### カ 陳述の終了

申立人の主張等の内容が出尽くした頃を見計らい，申立人に陳述の終了を促すこと。

##### キ 申立人等による処分庁等への質問及び処分庁等からの回答

申立人が処分庁等への質問を行う許可を求めた場合は，適宜これを許可し，処分庁等の出席者に回答させ，回答に調査を要するなどの事情により，その場で回答することが困難である場合には，回答方法，期限等を定めて，処分庁等に示すこと。



#### ク 口頭意見陳述の終了

全ての申立人の陳述が終了し、所要の質問を終えた場合は、口頭意見陳述を終了すること。

#### (5) 口頭意見陳述録取書の作成

口頭意見陳述を行ったときは、遅滞なく口頭意見陳述録取書（別記第13号様式）を作成すること。

### 5 審理関係人による証拠書類等の提出

#### (1) 証拠書類等の内容

証拠書類等とは、審査請求人等が提出する証拠書類又は証拠物と、処分庁等が提出する当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件をいう。

#### (2) 提出期限等の通知

審理の迅速性を確保するため、弁明書の提出要求時等、他の審理手続と併せて証拠書類等を提出すべき相当の期間を示すこと。

#### (3) 閲覧等の可否の確認

証拠書類等の提出時に、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による他の審査請求人等による当該書類等の閲覧等の可否について、提出人の意見を聴くこと。

#### (4) 証拠書類等の提出の再要求

期間内に証拠書類等が提出されない場合において、審理に当たってこれらを把握する必要があると認めるときは、「提出期限の再設定について（通知）」により、更に期間を定めて、改めて提出を求めること。

### 6 物件の提出の要求等

#### (1) 手続の開始

審査請求人又は参加人から物件提出要求の申立てがあったときは、申立人に対して、物件提出要求申立書（別記第14号様式）の提出を求めるものとする。

#### (2) 申立人への通知

手続規程第17条第1項に規定する申立てをした者に対する書面による通知は、「物件提出要求の申立てについて（通知）」（別記第15号様式又は第15号様式の1）により行うものとする。

#### (3) 所持人への物件の提出要求

法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、「物件の提出について（依頼）」（別記第16号様式）により行い、所持人から、「物件提出依頼に対する回答書」（別記第17号様式）及び物件送付書（別記第18号様式）の提出を求めるものとする。

(4) 物件の提出の再要求

手続規程第17条第3項に規定する物件の提出の再要求は、「提出期限の再設定について（通知）」により行うものとする。

7 証拠書類の提出に係る審理関係人への通知

手続規程第19条に規定する審理関係人への通知は、「物件の提出について（通知）」（別記第19号様式，第19号様式の1又は第19号様式の2）により行うものとする。

また，法第33条の規定による物件の提出が行われなかった場合にも，「物件の提出要求について（通知）」（別記第19号様式の3）により，申立人に通知するものとする。

8 参考人の陳述，鑑定の要求等

(1) 手続の開始

審査請求人又は参加人から参考人の陳述又は鑑定の要求の申立てがあったときは，申立人に対して，書面の提出を求めるものとする。

(2) 実施期日及び場所の指定

陳述又は鑑定を求める相手方の都合等を事前に聴取して日程の調整等を行い，実施期日及び場所を指定して，書面により，審理関係人に通知するものとする。

(3) 参考人の陳述又は鑑定の実施

ア 出席者の確認

出席者に対して，身分証明書等の提示を求め，当該出席者が参考人又は鑑定人であることを確認すること。

イ 注意事項の説明

陳述の冒頭において，参考人又は鑑定人は，審査請求についての意見を陳述することはできないこと，陳述が本件と関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には，陳述を制限することがあること等，手続における注意事項について説明を行うこと。

ウ 参考人の陳述の聴取

招集した参考人から，その知っている事実を聴取し，複数の参考人を招集した場合には，聴取順を定めて，順次聴取を行うこと。

エ 鑑定の実施

鑑定の方法については，鑑定人の出席を求めて陳述を求めるほか，鑑定人に鑑定結果の報告書の提出を求めることにより，手続を実施するものとする。

オ 出席者に対する質問

必要に応じ，参考人又は鑑定人に対して質問を行うこと。

#### カ 陳述の聴取の終了

陳述の聴取及び質問を終えたときは、参考人陳述又は鑑定人陳述を終了する旨を宣言し、当該手続を終了すること。

#### (4) 実施結果等の通知

参考人の陳述又は鑑定を行わない場合にも、申立人に書面で通知するものとする。

また、申立人以外の審理関係人や職権で参考人の陳述又は鑑定を実施する場合の審理関係人に対し、参考人の陳述又は鑑定の実施について通知する義務はないが、審理手続を進める上で支障がない場合には、書面により通知するものとする。

#### (5) 記録の作成

参考人又は鑑定人の陳述を求めて聴取を行ったとき又は鑑定人から鑑定結果の報告書の提出を受けたときは、遅滞なく参考人陳述聴取結果記録書又は鑑定結果聴取記録書を作成するものとする。

#### (6) 参考人陳述、鑑定に要する費用の支給

参考人陳述又は鑑定に必要な旅費その他の費用については、出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例（昭和31年鹿児島県条例第40号）等の定めるところにより、支給するものとする。

### 9 検証の実施

#### (1) 手続の実施

審査請求人又は参加人から検証の申立てがあったときは、申立人に対して、書面の提出を求めるものとする。

#### (2) 実施結果等の通知

検証を行わない場合にも、申立人に書面により通知するものとする。

また、申立人以外の審理関係人や職権で検証を実施する場合の審理関係人に対し、検証の実施について通知する義務はないが、審理手続を進める上で支障がない場合には、書面により通知するものとする。

### 10 審理関係人への質問

#### (1) 手続の開始

審査請求人又は参加人から審理関係人への質問の申立てがあったときは、申立人に対して、書面の提出を求めるものとする。

#### (2) 質問の実施

質問は、他の審理手続の場において行う場合を除いては、原則として書面により、質問事項及び回答期限を示して行うものとする。

また、審理関係人の出席を求めて質問を行う場合は、出席を求める審理関係人の都合等を事前に聴取して、日程等の調整を行った上で、書面によ

り、出席を要請するものとする。

(3) 記録の作成

審査関係人への質問を行ったときは、遅滞なく、質問結果記録書を作成するものとする。

11 審理手続の申立てに関する意見聴取

(1) 意見聴取の必要性の判断

事件が複雑である場合など、審理手続を計画的に遂行するため必要があると認めるときは、審査関係人を招集して、審理手続の申立てに関する意見聴取を行うものとする。

(2) 審査関係人への日程等の確認

審理手続の申立てに関する意見聴取を行う場合には、招集を求める審査関係人の都合等を事前に聴取し、審査関係人が遠隔地に居住している場合など、相当と認める場合には、電話により意見聴取を行うものとする。

(3) 意見聴取の実施

ア 出席者の確認

出席者に対して、身分証明書等の提示を求め、当該出席者が招集を求めた審査関係人であることを確認すること。

イ 注意事項の説明

意見聴取の冒頭において、口頭意見陳述と同様の注意事項のほか、本件審査請求に関する意見を自由に陳述することはできないことなど、手続における注意事項について説明を行うこと。

ウ 審査関係人からの意見聴取

招集した審査関係人から、審理手続について申立てを行う意向があるか否かを聴取し、意向がある場合には、その内容及び理由を聴取すること。

エ 出席者に対する質問

争点及び証拠の整理のため、必要に応じ、出席した審査関係人に対し質問を行うこと。

オ 意見聴取の終了

意見聴取及び質問を終えたときは、意見聴取を終了する旨を宣言することにより、意見聴取手続を終了すること。

(4) 記録の作成

審理手続の申立てに関する意見聴取を行ったときは、遅滞なく、審理手続の申立てに関する意見聴取結果記録書を作成するものとする。

12 提出書類等の閲覧等

(1) 閲覧等の請求の方式

審査請求人又は参加人から、提出書類等の閲覧又は写し等の交付（以下「閲覧等」という。）の求めがあったときは、申立人に対し、提出書類等閲覧等請求書（別記第20号様式）の提出を求めるものとする。

(2) 手数料の減免申請

審査請求人又は参加人が提出書類等の写し等の交付を求める場合で、手数料の減免を求めるときは、併せて、鹿児島県手数料徴収条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第89号）第2条に規定する手数料減額（免除）申請書の提出を求めること。

(3) 提出人への意見聴取

手続規程第24条第1項に規定する提出人の意見の聴取は、「提出書類等の閲覧等に関する意見聴取について（通知）」（別記第21号様式）により行い、「提出書類等の閲覧等について（回答）」（別記第22号様式）により、意見を求めるものとする。

なお、書類等の提出時に、提出人から審査請求人又は参加人による閲覧等の可否についての意見及びその理由等が提出されている場合は、この限りでない。

(4) 審査請求人等への通知

審査請求人又は参加人の閲覧を認めるときは、その日時及び場所を指定するとともに、写し等の交付を認めるときは、写しの交付の方法並びに手数料及び手数料の納付方法に加え、手数料の減免申請が提出されている場合は、当該可否についても通知するものとする。

(5) 閲覧等の実施

提出書類等の閲覧等は、原則として警察本部の警察情報センターにおいて、警務課の職員の立会いの下に実施するものとする。

閲覧の際に、閲覧を受けようとする者が自ら持参したカメラ、デジタルカメラ、カメラ機能付き携帯電話、スマートフォン等の使用を申し出た場合は、原則として認めることとする。

(6) 費用徴収

ア 費用の額

提出書類等の写し等の交付手数料は、鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）で定めるところによる。

イ 費用徴収の方法

原則として、収入出納員が現金により収納し、収納原符を交付して行う。

ウ 受入手続

提出書類等の写し等の交付手数料に係る収入は、警察本部会計課の歳

入とし、歳入科目は、「(款) 08使用料及び手数料, (項) 02手数料, (目) 09総務手数料, (細目) 02行政不服審査手数料」とする。

(7) 郵送による写し等の交付

郵送により写し等の交付を行う場合には、提出書類閲覧日時等指定書(規程別記第4号様式)を送付する際に、写し等の交付手数料を納入するための納入通知書を同封し、申立人に対して、交付手数料を納付後、郵送料相当の切手を貼付し、宛先を記入した封筒及び納入通知書の写しを送付するよう依頼し、交付手数料の納入を確認した上で交付するものとする。

13 審理手続の終結の通知

(1) 主張等の機会が履行されなかった場合

審理関係人に主張及び立証の機会を与えたにもかかわらず、その機会が履行されないときは、その旨を審査庁に報告するものとする。

(2) 審理結果の報告

手続規程第3条第6項に規定する審理経過調書の作成は、審理経過調書(別記第23号様式)により行うものとする。

(3) 審理関係人への通知

審査庁が審査請求に関する必要な審理を終えたと認めて審理手続を終結した場合における審理関係人に対する審理手続を終結した旨の通知は、「審理手続の終結について(通知)」(別記第24号様式)により行うものとする。

第4 裁決

1 裁決

審査庁が行う裁決に関する事務を補佐する事務は、警務課が担当する。

2 裁決書の謄本の送付等

審査請求人に対する裁決書の謄本の送付は、「裁決の送達について(通知)」(別記第25号様式)により行うものとする。

3 証拠書類等の返還

必要がなくなった証拠書類等については、その都度返還すること。

第5 鹿児島県情報公開条例第19条に規定する審査請求等に関する手続

鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号。以下「情報公開条例」という。)第19条に規定する審査請求及び鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号。以下「個人情報保護条例」という。)第42条に規定する審査請求に関する事務については、本通達の第1から第4までの規定(第1の2の規定を除く。)のほか、以下による。

なお、本通達の第3の3の(1)の規定については、当該規定中「別記第10号様式」を「別記第26号様式」に、「別記第10号様式の1」を「別記第26号

様式の1」に、第3の13の(2)の規定については、当該規定中「手続規程」を「鹿児島県公安委員会に対して鹿児島県情報公開条例第19条に規定する審査請求等がされたときに審査庁が行う審理に関する事務を補佐する者に関する鹿児島県公安委員会規程（令和3年鹿児島県公安委員会規程第5号）」に、それぞれ読み替えて運用するものとする。

## 1 審査庁が行う審理に関する事務を補佐する者

### (1) 指名

鹿児島県公安委員会に対して鹿児島県情報公開条例第19条に規定する審査請求等がされたときに審査庁が行う審理に関する事務を補佐する者に関する鹿児島県公安委員会規程（令和3年鹿児島県公安委員会規程第5号。以下「補佐する者に関する規程」という。）第3条第1項に規定する者には、原則として警務課長を指名する。ただし、警務課長が補佐する者に関する規程第3条第3項各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、本部長が適当と認める者を指名する。

補佐する者に関する規程第3条第1項に規定する者に警務課長以外の者を指名するときは、「審査庁が行う審理に関する事務を補佐する者の指名について（通知）」（別記第27号様式）を交付して行う。

### (2) 補佐する者に関する規程第3条第1項に規定する者の事務

補佐する者に関する規程第3条第1項に規定する者は、審査庁が行う法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項に規定する総代の互選の命令に関する事務、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項及び第2項に規定する参加人の許可に関する事務並びに法第2章第3節に規定する審理手続に関する事務（審査庁が処分庁等である場合における弁明書の作成を除く。）を補佐する。

本通達の第3に規定する事務は、補佐する者に関する規程第3条第1項に規定する者及び(3)の規定によりこの者を補佐する事務を担当する警務課が担当し、審査庁が行う事務のうち、事務決裁規程別表第1で課長等が専決することとされているものは、補佐する者に関する規程第3条第1項に規定する者が専決するものとする。

### (3) 補佐する者に関する規程第3条第1項に規定する者を補佐する事務

補佐する者に関する規程第3条第1項に規定する者が行う事務を補佐する事務については、警務課が担当する。ただし、補佐する者に関する規程第3条第3項各号に掲げる者のいずれかに該当する職員は、当該事務に関与しないものとする。

## 2 第三者から審査請求があった場合の取扱い

第三者に関する情報が記録されている公文書又は保有個人情報に係る開示

決定に対して、当該第三者から審査請求があった場合、当該審査請求がなされただけでは開示の実施は停止されないことから、審査請求人に対し、当該審査請求に併せて法第25条第2項の規定による執行停止の申立てをすることができる旨の説明をすること。

なお、当該第三者による申立てを受け、又は職権により執行停止がされたときは、当該開示決定に係る開示請求者に対しても、書面によりその旨を通知するものとする。

### 3 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問

審査庁が行う情報公開条例第20条第1項及び個人情報保護条例第43条第1項に規定する鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問に関する事務を補佐する事務は、警務課が担当する。

#### (1) 諮問書の提出

情報公開条例第20条第1項及び個人情報保護条例第43条第1項に規定する審査会への諮問は、次に掲げる事項を記載した諮問書によることが求められ、当該審査請求に係る審査請求書、開示、訂正又は利用停止請求書及び決定通知書の写しを添付することが求められることに留意すること。

ア 審査請求に係る決定の対象となった公文書の名称又は保有個人情報の内容

イ 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を行った理由

ウ その他必要な事項

#### (2) 諮問をした旨の通知

審査請求人等に対する審査会に諮問をした旨の通知は、次により行うものとする。

ア 情報公開条例第20条第2項の規定による通知

鹿児島県情報公開条例施行規則（平成13年鹿児島県規則第7号）第13条に規定する諮問通知書（同規則別記第12号様式）

イ 個人情報保護条例第43条第2項の規定による通知

鹿児島県個人情報保護条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第1号）第27条に規定する諮問通知書（同規則別記第26号様式）

#### (3) 審査会の答申

情報公開条例第19条に規定する審査請求及び個人情報保護条例第42条に規定する審査請求の裁決に関する事務の補佐に当たっては、審査会の答申を尊重すること。

## 第6 雑則

この通達において規定する様式の目次は、別添のとおりである。



別添

様式目次

※様式名の別記については省略

様式	様式の名称	備考
第1号様式	審理官指名書	
第2号様式	審理官の指名について（通知）	審査請求人用
第2号様式の1	審理官の指名について（通知）	処分庁等用
第3号様式	審査請求書	処分に対する審査請求
第3号様式の1	審査請求書	不作為に対する審査請求
第4号様式	審査請求録取書	
第5号様式	審査請求書の補正について	
第6号様式	審査請求取下げ書	
第7号様式	審査請求の取下げについて（通知）	
第8号様式	弁明書の提出について（通知）	
第9号様式	提出期限の再設定について（通知）	
第10号様式	弁明書の送付及び反論書等の提出について（通知）	反論書提出用 （審査請求人宛て）
第10号様式の1	弁明書の送付及び意見書等の提出について（通知）	意見書提出用 （参加人宛て）
第11号様式	口頭意見陳述申立書	
第12号様式	口頭意見陳述の実施について（通知）	実施する場合 （申立人宛て）
第12号様式の1	口頭意見陳述の実施について（通知）	実施する場合 （参加人宛て）
第12号様式の2	口頭意見陳述の不実施について（通知）	実施しない場合 （申立人宛て）
第13号様式	口頭意見陳述録取書	
第14号様式	物件提出要求申立書	
第15号様式	物件提出要求の申立てについて（通知）	実施する場合 （申立人宛て）
第15号様式の1	物件提出要求の申立てについて（通知）	実施しない場合 （申立人宛て）
第16号様式	物件の提出について（依頼）	
第17号様式	物件提出依頼に対する回答書	
第18号様式	物件送付書	

様式	様式の名称	備考
第19号様式	物件の提出について（通知）	法第32条第1項の規定に基づく提出の場合
第19号様式の1	物件の提出について（通知）	法第32条第2項の規定に基づく提出の場合
第19号様式の2	物件の提出について（通知）	法第33条に基づく提出の場合
第19号様式の3	物件の提出要求について（通知）	提出が拒否された場合
第20号様式	提出書類等閲覧等請求書	
第21号様式	提出書類等の閲覧等に関する意見聴取について（通知）	
第22号様式	提出書類等の閲覧等について（回答）	
第23号様式	審理経過調書	
第24号様式	審理手続の終結について（通知）	
第25号様式	裁決の送達について（通知）	
第26号様式	弁明書の送付及び反論書等の提出について（通知）	県情報公開条例第19条に規定する審査請求等用（審査請求人宛て）
第26号様式の1	弁明書の送付及び意見書等の提出について（通知）	県情報公開条例第19条に規定する審査請求等用（参加人宛て）
第27号様式	審査庁が行う審理に関する事務を補佐する者の指名について（通知）	県情報公開条例第19条に規定する審査請求等用

別記

第 1 号様式（第 1 の 2 の(1)関係）

審理官指名書

年 月 日

殿

鹿児島県警察本部長 印

鹿児島県公安委員会審査請求手続規程（平成28年鹿児島県公安委員会規程第 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき，次の審査請求について，同項が規定する審理官に指名する。

1 審査請求の件名

が行った

についての審査請求

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

3 審査請求年月日

第2号様式（第1の2の(4)関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿児島県警察本部長 印

審理官の指名について（通知）

年 月 日付けで、あなたから提出のあった審査請求について、鹿児島県公安委員会審査請求手続規程（平成28年鹿児島県公安委員会規程第4号）第3条第1項に規定する審理官を、下記のとおり指名したので、通知します。

記

審理官 （所属及び職名）

連絡先

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県警察本部 課 係

（担当： ）

電話番号 099-206-0110（内線 ）

第2号様式の1（第1の2の(4)関係）

第 号  
年 月 日

殿

鹿児島県警察本部長 印

審理官の指名について（通知）

年 月 日付けで提出された、 からの  
についての審査請求について、鹿児島県公安委員会審査請求手続規程（平成28年鹿児島県公安委員会規程第4号）第3条第1項に規定する審理官を下記のとおり指名したので、通知します。

記

審理官 （所属及び職名）

連絡先  
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県警察本部 課 係  
（担当： ）  
電話番号 099-206-0110（内線 ）

第3号様式（第2の1関係）

審 査 請 求 書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

審査請求人 住所：  
氏名：  
(連絡先： )

次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求に係る処分の内容  
                        による 年 月 日付けの審査請求人に対する  
                        に関する処分
- 2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- 3 審査請求の趣旨  
    「1記載の処分を取り消す」との裁決を求める。
- 4 審査請求の理由
- 5 処分庁の教示の有無及びその内容
- 6 提出書類等

※ 上記記載事項と関連する資料等がある場合は、添付してください。

（例：審査請求に係る処分の通知書の写し，総代や法人の代表者等の資格を証する書面，委任状等）

第3号様式の1（第2の1関係）

審 査 請 求 書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

審査請求人 住所：  
氏名：  
（連絡先： ）

次のとおり審査請求をします。

- 1 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日  
審査請求人は、 年 月 日、 に対して、  
の申請をした。
- 2 審査請求の趣旨  
1記載の申請について、速やかに処分をするよう求める。
- 3 提出資料等

※ 上記記載事項と関連する資料等がある場合は、添付してください。  
（例：審査請求に係る処分の通知書の写し、総代や法人の代表者等の資格を証する書面、委任状等）

第4号様式（第2の2の(1)関係）

審査請求録取書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

審査請求人 住所：  
氏名：  
(連絡先： )

次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求に係る処分の内容
- 2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- 3 審査請求の趣旨
- 4 審査請求の理由
- 5 処分庁の教示の有無及びその内容
- 6 提出書類等

上記のとおり、口頭による審査請求があったことから、年 月 日、  
において録取し、審査請求人に読み聞かせたところ、誤りのない  
ことを確認した。

年 月 日

(作成者の所属及び職氏名・押印)



第5号様式（第2の4の(3)関係）

鹿 公 委 第 号  
年 月 日

様

鹿児島県公安委員会 印

審査請求書の補正について

年 月 日付けであなたから提出のあった審査請求は、下記の事項について不備があり、不適法であるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により、年 月 日までに補正するよう命じます。

なお、上記期限までに補正のないときは、行政不服審査法第24条第1項の規定によりあなたの審査請求を却下することがあります。

記

1

第6号様式（第2の6関係）

審査請求取下げ書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

審査請求人 住所：  
氏名：  
（連絡先： ）

行政不服審査法第27条の規定により、次の審査請求を取り下げます。

1 審査請求の件名

2 審査請求年月日

第7号様式（第2の6関係）

鹿 公 委 第 号  
年 月 日

殿（様）

鹿児島県公安委員会 印

審査請求の取下げについて（通知）

年 月 日付けをもって、下記の審査請求が取り下げられたので、通知  
します。

記

- 1 審査請求の件名
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 審査請求年月日

第 8 号様式（第 3 の 2 の (2) 関係）

鹿 公 委 第 号  
年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会 印

弁明書の提出について（通知）

年 月 日に提出された、 からの  
についての審査請求に係る弁明書正副 通を 年 月 日までに提出する  
ことを求めます。

なお、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第4項に掲げる書面を保有している場合は、弁明書に添付してください。

また、行政不服審査法第32条第2項の規定により、当該処分 の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出する場合には、 年 月 日までに提出してください。

行政不服審査法第29条第4項に掲げる書面及び同法第32条第2項の物件は、同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項に基づき、審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象とされていますので、その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴庁の意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審査庁の判断が、貴庁の意見と異なる場合があります。

第9号様式

(第3の2の(5), 第3の3の(4), 第3の5の(4), 第3の6の(4)関係)

鹿 公 委 第 号  
年 月 日

殿 (様)

鹿児島県公安委員会 印

提出期限の再設定について (通知)

提出を求めた についての審査請求に関して, 年 月 日付  
けで については, 下記のとおり提出期限までに提出  
してください。

なお, 提出期限までに が提出されない場合は, 行政不服  
審査法 (平成26年法律第68号) 第9条第3項の規定により読み替えて適用する同  
法第41条第2項の規定により, 審理手続を終結することがあります。

記

1 提出を求めた

2 提出期限

第10号様式（第3の3の(1)関係）

鹿 公 委 第      号  
年    月      日

様

鹿児島県公安委員会 印

弁明書の送付及び反論書等の提出について（通知）

年 月 日付けであなたから提出された、につい  
ての審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の  
規定により読み替えて適用する同法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁  
明書（副本）を送付します。

また、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30  
条第1項の規定により、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反  
論書）を提出する場合には、年 月 日までに、同法第32条第1項の規定  
により証拠書類又は証拠物を提出する場合には、年 月 日までに、それ  
ぞれ提出してください。

上記の証拠書類又は証拠物は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み  
替えて適用する同法第38条第1項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲  
覧等の請求の対象となっていますので、提出に当たっては、これらの閲覧等を行  
うことについてのあなたの意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対す  
る審査庁の判断が、あなたの意見と異なる場合があります。



第11号様式（第3の4の(1)関係）

口頭意見陳述申立書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所：

氏名：

（連絡先： ）

行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条第1項の規定により，下記のとおり口頭による意見陳述の実施を申し立てます。

記

1 審査請求の件名

2 審査請求年月日

3 口頭による意見陳述を希望する日時及び場所



第12号様式（第3の4の(3)関係）

鹿 公 委 第 号  
年 月 日

様

鹿児島県公安委員会 印

口頭意見陳述の実施について（通知）

年 月 日付けで、あなたから申立てのあった、  
についての審査請求に係る口頭意見陳述については、下記のとおり実施すること  
としたので、出席してください。

なお、あなたがこの口頭意見陳述に正当な理由なく出席しない場合は、行政不  
服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する  
同法第41条第2項第2号の規定により、審理手続を終結させることがあります。

また、年 月 日付けで、あなたから申立てのあった上記の口頭意見陳  
述に係る補佐人 の同伴を許可する（下記のとおり許可しない）  
こととしたので、併せて通知します。

記

- 1 開催日時及び場所
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 補佐人の同伴を認めない理由（補佐人同伴の許可申請があり、認めない場合）

※ 口頭意見陳述の開催に当たっては、出席者の本人確認を行いますので、身分  
証明書等を持参してください。

第12号様式の1（第3の4の(3)関係）

鹿 公 委 第 号  
年 月 日

様

鹿児島県公安委員会 印

口頭意見陳述の実施について（通知）

審査請求人 から申立てのあった、 につ  
いての審査請求に係る口頭意見陳述について、下記のとおり実施することとした  
ので、出席してください。

また、 年 月 日付けで、あなたから申立てのあった上記の口頭意見陳  
述に係る補佐人 の同伴を許可する（下記のとおり許可しない）  
こととしたので、併せて通知します。

記

- 1 開催日時及び場所
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 補佐人の同伴を認めない理由（補佐人同伴の許可申請があり、認めない場合）

※ 口頭意見陳述の開催に当たっては、出席者の本人確認を行いますので、身分  
証明書等を持参してください。

第12号様式の2（第3の4の(3)関係）

鹿 公 委 第 号  
年 月 日

様

鹿児島県公安委員会 印

口頭意見陳述の不実施について（通知）

年 月 日付で、あなたから申立てのあった、  
についての審査請求に係る口頭意見陳述については、次の理由により実施しない  
こととしたので、通知します。

理由

第13号様式（第3の4の(5)関係）

口頭意見陳述録取書		
実施日時	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分	
実施場所		
聴取者		
出席者		
審査請求人	住所 氏名	
参加人	住所 氏名	
補佐人	住所 氏名	
参加人	住所 氏名	
処分庁等	所属・氏名 所属・氏名	
口頭意見陳述の概要		
審査請求人		
参加人		
その他参考事項		

第14号様式（第3の6の(1)関係）

物件提出要求申立書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所：

氏名：

（連絡先： ）

下記のとおり物件の提出を求めたいので、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第33条の規定により申し立てます。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 審査請求人の住所及び氏名
- 4 提出を求める物件の名称及び数量
- 5 提出を求める物件の所有者の住所、氏名及び連絡先
- 6 提出を求める理由

第15号様式（第3の6の(2)関係）

鹿 公 委 第      号  
年    月      日

様

鹿児島県公安委員会 印

物件提出要求の申立てについて（通知）

年 月 日付けで、あなたから申立てのあった、  
についての審査請求に係る物件提出要求については、実施することとしたので、  
通知します。

第15号様式の1（第3の6の(2)関係）

鹿 公 委 第 号  
年 月 日

様

鹿児島県公安委員会 印

物件提出要求の申立てについて（通知）

年 月 日付けで、あなたから申立てのあった、  
についての審査請求に係る物件提出要求については、次の理由により実施しない  
こととしたので、通知します。

理由

第16号様式（第3の6の(3)関係）

鹿 公 委 第      号  
年    月      日

殿（様）

鹿児島県公安委員会 印

物件の提出について（依頼）

審査請求の審理のために必要がありますので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第33条の規定により、下記のとおり物件の提出をお願いします。

つきましては、同封の物件提出依頼回答書に、必要事項を記載して、      年  
月    日までにお送りください。

なお、物件の提出に際しては、同封の物件送付書を添付してください。

記

- 1 審査請求  
    年 月 日付けをもってした      についての審査請求
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 3 提出を求める物件の名称及び数量
- 4 提出期限
- 5 物件の提出先



第17号様式（第3の6の(3)関係）

物件提出依頼に対する回答書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所：

氏名：

（連絡先： ）

年 月 日付で依頼のあった、 についての審査  
請求の審理のための物件提出については、下記のとおり回答します。

記

1 承諾します。

2 拒否します。

※ いずれかに○をつけてください。

第18号様式（第3の6の(3)関係）

物件送付書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所：

氏名：

（連絡先： ）

年 月 日付けで依頼のあった、 についての審査  
請求について、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同  
法第33条の規定により、下記のとおり物件を提出します。

記

物件名及び数量







第19号様式の3（第3の7関係）

鹿 公 委 第 号  
年 月 日

殿（様）

鹿児島県公安委員会 印

物件の提出要求について（通知）

年 月 日付けであなたから申立てのあった、に  
についての審査請求に係る物件提出要求については、当該物件の所持人から提出を  
拒否する旨の通知がありましたので、通知します。

第20号様式（第3の12の(1)関係）

提出書類等閲覧等請求書

平成 年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所：

氏名：

（連絡先： ）

行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定により、 についての審査請求の審理手続において提出された、下記の書類等の閲覧及び写し等の交付を求めます。

記

1 閲覧を求める提出書類等

2 写し等の交付を求める提出書類等

3 交付の方法等

※ 「写し等の交付」に係る手数料の減免を求める場合は、鹿児島県手数料徴収条例施行規則第2条第3項に基づく「手数料減額（免除）申請書」及び「減免を求める理由」を証明する書面（生活保護決定通知書の写し等）を添付してください。





第22号様式（第3の12の(3)関係）

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所：

氏名：

（連絡先： ）

提出書類等の閲覧等について（回答）

年 月 日付けで照会のあった， についての審査  
請求に関して， から請求のあった，私（当庁）の提出書類等  
に対する閲覧及び写し等の交付についての意見を，下記のとおり回答します。

記

審理経過調書

第 号  
年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

審理官

による についての審査請求について審理した経過は、下記のとおりであるので、報告する。

記

第1 事案の概要

- 1 処分に至る経緯等
- 2 処分の期日，内容等
- 3 審査請求の期日，内容等

第2 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
- 2 処分庁等の主張
- 3 参加人の主張

第3 証拠書類

第4 参考人陳述，鑑定，検証結果

第5 理由

- 1 本件に係る法令等の規定
- 2 上記規定に照らした本事件内容に関する考え方

第24号様式（第3の13の(3)関係）

鹿 公 委 第      号  
年    月      日

殿（様）

鹿児島県公安委員会 印

審理手続の終結について（通知）

についての審査請求の審理手続を終結したので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第41条第3項の規定により通知します。

第25号様式（第4の2関係）

鹿 公 委 第 号  
年 月 日

様

鹿児島県公安委員会 印

裁決の送達について（通知）

下記の審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により、別紙のとおり裁決書の謄本を送付します。

1 審査請求の内容

2 審査請求年月日

**【問い合わせ先】**

鹿児島県警察本部

公安委員会補佐室

電話 099-206-0110（内線1910）

第26号様式（第5関係）

鹿 公 委 第 号  
年 月 日

様

鹿児島県公安委員会 印

弁明書の送付及び反論書等の提出について（通知）

年 月 日付けであなたから提出された、年 月 日付け  
第 号による公文書（保有個人情報）不開示（一部開示/全部開示）決定処分  
に対する審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」  
という。）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第5項の規定に  
より、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

については、法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規  
定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）や法第  
32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合は、年 月  
日（ ）までに提出してください。

連絡先

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県警察本部 課 係

（担当： ）

電話番号 099-206-0110（内線 ）

第26号様式の1（第5関係）

鹿 公 委 第      号  
年    月      日

様

鹿児島県公安委員会 印

弁明書の送付及び意見書等の提出について（通知）

年 月 日付けであなたから提出された、年 月 日付け  
第 号による公文書（保有個人情報）不開示（一部開示/全部開示）決定処分  
に対する審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」  
という。）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第5項の規定に  
より、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

については、法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の規  
定により、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（意見書）や法第32  
条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合は、年 月 日  
（ ）までに提出してください。

連絡先

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県警察本部      課      係

（担当：      ）

電話番号 099-206-0110（内線      ）

